

14. 介護支援専門員の質の向上等について

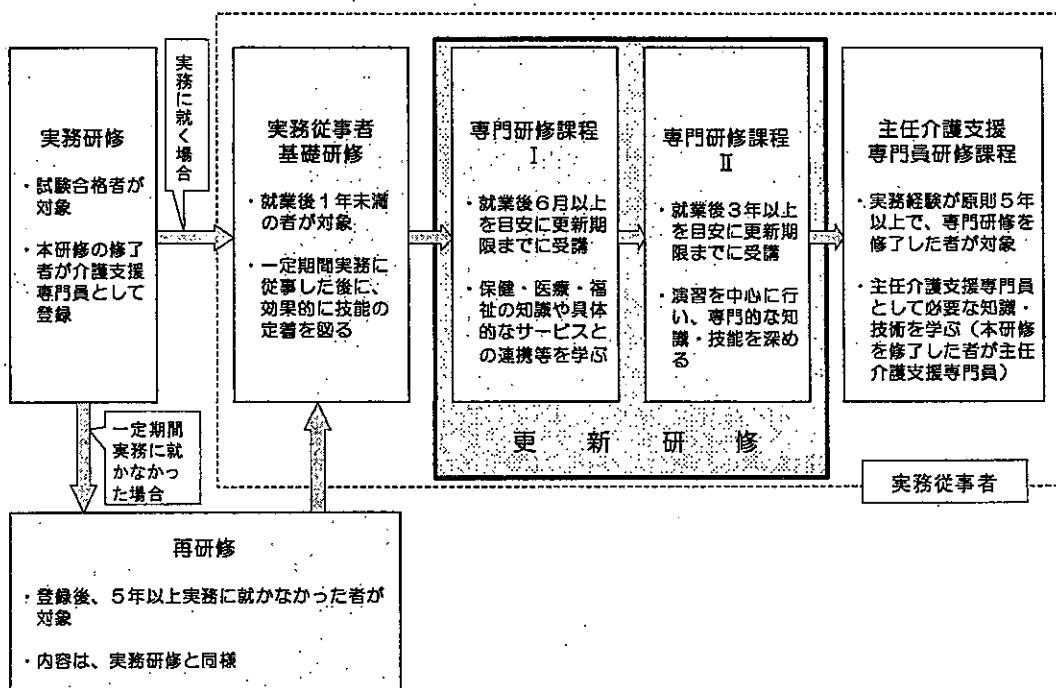
(1) 介護支援専門員に対する研修の実施

介護支援専門員の資質向上については、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、各都道府県における質の高い介護支援専門員の養成及び現に介護支援専門員として活動している者に対する十分な研修機会を確保することが求められる。

先般の制度改正に伴い、実務研修の充実や実務従事後1年未満の者を対象とした研修、更新時研修、実務研修修了後一定期間実務に就かなかった者に対する研修（再研修）、地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員の養成研修の創設等介護支援専門員の研修体系を大きく見直し、今年度より「介護支援専門員資質向上事業」として実施しているところである。

各都道府県においては、以下の点について十分ご配意いただいた上で、本事業を積極的に活用していただき、介護支援専門員がこれらの研修を受講する機会が十分確保されるよう配慮願いたい。

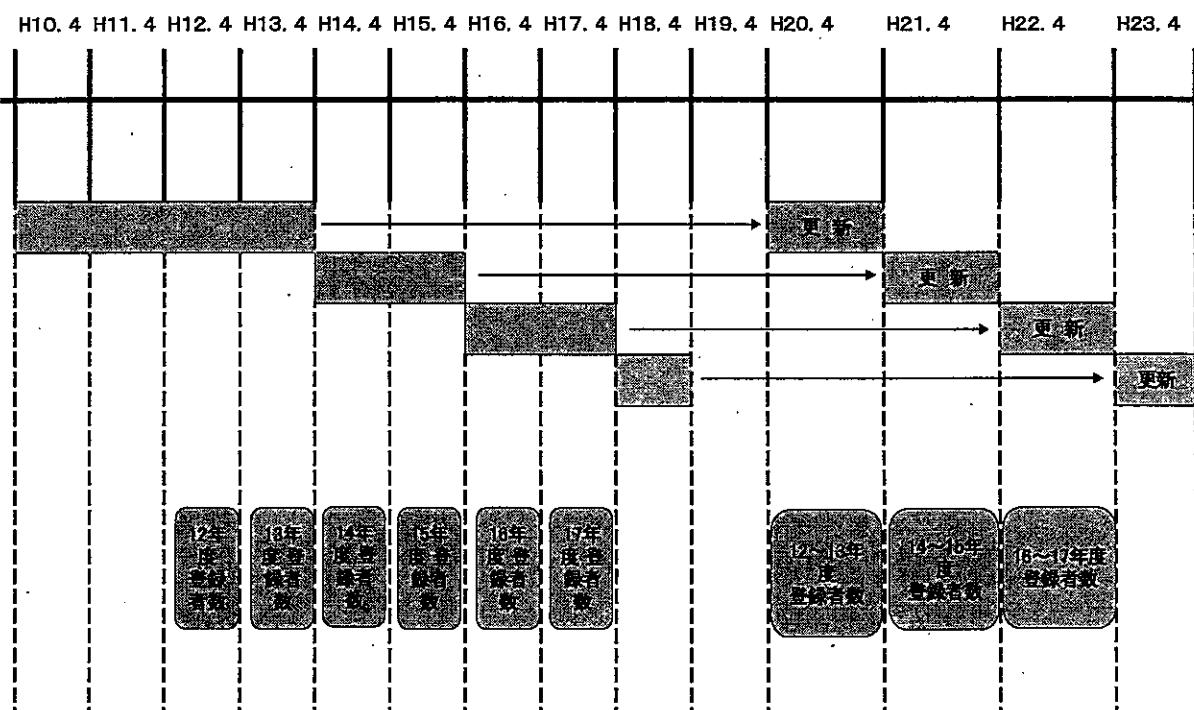
介護支援専門員の研修体系



ア 介護支援専門員更新研修の計画的な実施等

先般の介護保険法改正により、介護支援専門員については資格の更新制度を導入し、更新時には研修を受講することを義務づけたところである。この資格の更新時期については、平成18年3月31日以前に介護支援専門員として登録されている者の経過措置として介護保険法施行令附則第21条に規定されており、平成20年4月1日以降、順次更新時期を迎えることとしている。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を受講できないということのないよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。

(参考)介護支援専門員更新時期の設定について



その際、現任の介護支援専門員が受講しやすいような研修日程の工夫や、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業都道府県（就業していない場合には居住都道府県）と登録都道府県が離れている場合などには、当該介護支援専門員の申

請により名簿を移転し、身近な就業都道府県等で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあたり支障が生じないよう配慮されたい。

また、更新研修の受講にあたっては、実務経験の有無により受講する研修内容が異なることから、こうした確認が容易になるよう、平成18年度以降は介護支援専門員の配置が位置づけられているサービス・施設については、配置されている介護支援専門員の情報を届け出ることとしているので、介護支援専門員が就業する時だけでなく、当該事業所を辞めたり、異動した場合にもこうした届出が徹底されるよう、再度、管内の事業所・施設に対し周知を図られたい。

イ 主任介護支援専門員の養成

平成18年度より、介護支援専門員のキャリアアップの一環として主任介護支援専門員を位置付け、地域包括支援センターへの配置を義務づけるとともに、主任介護支援専門員が管理者であること等を要件の1つとする報酬上の加算（特定事業所加算）を創設したところである。

地域包括支援センターにおける「主任介護支援専門員に準ずる者」については、ケアマネジメントリーダー研修未修了者の特例措置について、平成19年度末までに主任介護支援専門員研修を修了することを条件に1年間延長したところである。また、居宅介護支援の特定事業所加算の要件の一つである管理者要件の経過措置が平成18年度で終了し、平成19年度以降は管理者が主任介護支援専門員でなければ特定事業所加算を取得できないこととされている。

こうしたことから、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たし、当該研修の受講を希望する者が漏れなく研修を受講できるよう、各都道府県においては、主任介護支援専門員の研修実施にあたって支障が生じることのないよう万全を期されたい。

（2）第10回介護支援専門員実務研修受講試験

第10回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月28日（日）を

予定（正式には別途通知する予定）しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日付老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）及び別添「平成19年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。

また、第9回の試験において、合否判定における事務処理上の不手際により、合格者と不合格者を取り違えるという事案が発生したところである。このような事案が二度と発生しないよう、各都道府県におかれでは、改めて試験事務の実施体制の整備等について万全を期されたい。

平成19年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 (財)社会福祉振興・試験センター
12月 ～ 3月	・試験の年間スケジュール提示	・試験センターと試験問題作成等事務の委託契約締結調整	・各県と試験問題作成等事務の受託契約締結調整
4月	・試験日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月下旬～7月下旬)
5月		・受験申込み受理(5月～7月末) ・受験資格審査(5月～8月末)	・都道府県に答案データの提出依頼
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数報告の依頼
8月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・試験センターに問題必要部数を報告(28日)	・都道府県に納品等について連絡
9月		・厚生労働省に試験本部登録	
10月	・都道府県に受験者速報の依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県に試験問題発送の連絡 ・都道府県に試験問題発送
試験実施<10月28日>			
11月	・受験者速報の公表	・厚生労働省に受験者速報の報告	
	・都道府県に合格者数の報告の依頼	・試験センターに答案データの提出(2日まで) ・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(22日午前)
12月	・合格者数の公表 ・平成20年度の試験期日の確認等	・合格発表(全国統一)(10日) ・正答番号及び合格基準の公開(10日) ・厚生労働省に合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施(12月～平成20年度)	